

守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、守口市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 22 日

守口市農業委員会

記

1 基本的な考え方

農業委員会法が平成 28 年 4 月 1 日に改正され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が重要な所掌事務として明確に位置付けられた。

このため、市内農地において農地パトロールを実施し、農地が有効に利用されるよう適正管理の指導を行うことが必要となる。

本市は大都市近郊に位置しているため都市化が進み、本市農地は全て市街化区域内に所在している都市農地であるとともに、市内全域において住宅地に点在している状況である。

また、市内農家の多くが自給的農家や小規模販売農家である兼業農家であり、高齢化とともに継承者不足の問題が生じ、農地の遊休化や宅地化が課題である。

このような状況から、生産緑地における税制優遇制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借制度を有効に利用できるよう指導を行うなどの地域の実態に応じた取組を推進することが求められている。

以上の観点から、都市農業の多様な機能を発揮できるよう、農業委員会委員が担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化が進んでいくよう、農業委員会法第 7 条第 1 項の規定により守口市農業委員会の指針として、具体的な目標、推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和 2 年 10 月に守口市が策定した「守口市都市農業振興基本計画」と整合を図りながら策定するものとし、農業委員会委員の改選期である 3 年ごとや必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「課長通知」という。）を参考にして実施する。

2 遊休農地の発生防止

(1) 遊休農地の発生防止・解消目標

現在、市内の遊休農地は0haである。そのため、目標は0haのまま維持することとする。

(2) 遊休農地の発生防止の推進方法

ア 農地パトロール

市内の地区ごとに可能な限り当該地域に精通した農業委員会委員を地区担当とし、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として日常的に実施することで違反転用の発生防止・早期発見等を図る。

イ 利用状況調査（重点農地パトロール）及び利用意向調査

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項及び同法第32条第1項の規定により、適切に実施する。それぞれの調査時期・方法については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）を参考にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の面積により評価することとし、単年度の評価については、局長通知及び課長通知を参考にして実施する。

3 守口市と連携した都市農業の多面的機能の発揮

(1) 生産緑地制度

ア 概要

良好な都市環境の確保のために生産緑地地区の指定を受けた農地では、原則30年間の営農義務が課され、開発行為等の制限を受ける代わりに各種の税制優遇措置を受けることが可能である。また、指定から30年経過後の生産緑地については、税制優遇措置がなくなるが、特定生産緑地の指定を受けることで継続することが可能である。

イ 生産緑地の維持方法

市の制度であることから、農業委員会としても保全に協力を行う。具体的には、相続発生時などに相続税納税猶予制度、また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借や市民農園による活用方法を紹介することで農地の保全を図る。

(2) 防災協力農地登録制度

ア 概要

都市農地の持つ防災機能を発揮し、災害発生時に避難空間、復旧用資機材置場、支援物資等集積場、応急仮設住宅建設用地等として活用できる農地をあらかじめ登録する制度であり、当該登録農地内の農業用水確保用井戸の新設又は改修に対して守口市防災協力農地保全・整備事業補助金（以下「防災協力農地補助金」という。）を交付することで農地保全につなげることで登録を促進している。

イ 防災協力農地の維持方法

市の制度であることから、農業委員会としても登録の拡大に協力を行う。具体的には、農業委員会だよりにおける防災協力農地登録制度や防災協力農地補助金の紹介や農業委員会委員の日常的な活動における周知を行う。

(3) 地域住民の都市農業への理解の促進

ア 概要

守口市や市内農家による各種団体等が開催する朝市や学校給食への食材提供事業、農業体験事業、農産物品評会等、また、「なにわの伝統野菜」の認証を受けた守口大根の生産や守口大根長さコンクールなどのイベントを通じて地産地消の促進、都市農業への理解の促進を図っている。

イ 都市農業への理解の促進方法

各種事例について重点農地パトロールなどを通じて本市全域の農業委員会委員で共有し、各地区農家への共有を図る。また、守口大根の栽培体験や農産物品評会などのイベントについて周知への協力を行う。